

<参加馬匹に求められる要件>

1. 日本馬術連盟の獣医規程（馬インフルエンザ予防接種要領）に則ったワクチン接種を実施していなければならない
2. 競技に参加する馬匹以外の動物の大会会場への持ち込みは認められない
ただし盲導犬や聴導犬等の使役犬については、事前に主催者側に通告することにより、入場することができる
3. 参加馬匹の管理者は、参加馬匹を自厩舎から出発させる直前に、体温、下痢および皮膚病の有無などの一般健康状態を確認しなければならない。異常を認めた場合には参加を取りやめ、競技会主催者にその旨を報告しなければならない
4. 競技会場における最大在厩可能期間は、7日とする。やむを得ない事情がある場合は、競技会主催者に報告の上、許可を受けなければならない
5. 競技会主催者への連絡・許可なく、競技終了前に退厩してはならない
6. 大会終了後、自厩舎に帰らずに、競技会場が存在する都道府県に留まる場合には、移動先の家畜保健衛生所に連絡しなければならない

<競技会場に求められる要件>

1. 適切な獣医施設と伝染病／伝染病の疑いがある馬匹を隔離する施設を備えていなければならない
2. 競技中の走路等で排出された糞便や使用済みの馬房敷料は、可能な限り回収し、適切な廃棄場所に持ち込まなくてはならない
3. 厩舎は、野生動物との接触の可能性を最低限にとどめる構造をとるよう努力しなければならない
4. 競技会場の入退場口には、消毒用マット等を設置し、車両および人はその上を通過しなければならない

<馬匹の滞在期間中に行う衛生管理措置>

1. 競技会施設内における精液採取や人工授精などを含む繁殖行為は、一切認められない
2. 馬管理者は、競技会場到着後、速やかに指定された馬房に競技馬匹を収容し、競技会オフィシャル獣医師による入厩検査（馬体照合、馬インフルエンザワクチンの接種歴および全身の一般健康状態の確認）を受ける。同検査が終了し、許可を受けるまでは、馬房外での運動は許可されない。
3. 馬管理者は、競技会場に滞在する期間中、1日2回（午前・午後）参加馬匹

の体温を含む一般健康状態を観察し、記録しておく。これらの記録は、競技会オフィシャル獣医師あるいは管轄する家畜保健衛生所の要請により開示されなければならない

4. 3. において、発熱（38.5℃以上）などの異常を認めた場合は、ただちに競技会オフィシャル獣医師に報告しなければならない
5. 2. の到着時検査あるいは 3. の滞在中の健康観察において、馬体に異常が認められた場合には、競技会オフィシャル獣医師は競技会主催者および管轄家畜保健衛生所とともに、隔離処置の必要性等について協議しなければならない